

## 指定医療機関制度の見直しの概要について

### 指定医療機関制度の見直し

新法では、健康保険の取扱い等を参考に、指定医療機関制度についても見直しが行われており、その内容は主に次のとおりとなっています。

- 1 指定医療機関の指定要件及び指定取消要件の明確化
- 2 指定医療機関の指定の有効期間（指定の更新制）の導入
- 3 不適切な事案等への対応の強化

#### （１）指定医療機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

##### ア 指定の要件

新法第 49 条の 2 第 2 項各号（欠格事由）のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事（指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。）は指定医療機関の指定をしてはならないものとされました。

また、同条第 3 項各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は指定医療機関の指定をしないことができるものとされました。

##### （欠格事由の例）

- ・当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局ではないとき。
- ・開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その失効を終わり、又は失効を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・開設者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- ・開設者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

##### （指定除外要件の例）

- ・被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

##### イ 指定の取消要件

指定医療機関が、新法第 51 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとされました。

(取消要件の例)

- ・指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなるとき。
- ・指定医療機関の開設者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。

(2) 指定医療機関の指定の有効期間(指定の更新制)の導入

ア 指定医療機関の指定の更新

指定医療機関の指定は、6年毎にその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うものとなりました。

イ 指定の更新申請のみなし

指定医療機関のうち、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね当該開設者である医師等若しくは薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申出がないときは、更新の申請があったものとみなすものとなりました。

(3) 不適切な事案等への対応の強化

ア 指定医療機関又は保険医療機関の指定取消しがなされた場合の対応

法による指定医療機関又は健康保険法による保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるものとされました。

- ・都道府県知事は、法による指定医療機関の指定を取り消した場合であって、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣に通知しなければならないものとされました。
- ・健康保険法による保険医療機関の指定が取り消された場合は、法の指定医療機関の指定を取り消すことができるものとされました。

イ 過去の不正事案への対応

旧法では対象となっていない指定医療機関の開設者であった者等についても、都道府県知事又は厚生労働大臣は、必要と認める事項の報告若しくは診療録等の提出等を命じ、又は当該職員に実地に検査等させることができるものとされました。

ウ 不正利得の徴収金

偽りその他不正な手段により医療の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関があるときは、都道府県知事又は市町村長は、当該指定医療機関から、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとされました。

## エ 指定医療機関への指導体制の強化

指定医療機関に対する指導等の実施に当たっては、都道府県知事が指定した指定医療機関等については、一義的には指定権者である都道府県知事が行うべきものであるが、一部の指定医療機関における不適切な事案に効率的・効果的に対処できるよう、都道府県知事が指定した指定医療機関への報告等について、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、厚生労働大臣も実施できるものとされました。

## 施行に伴う経過措置に関する事項

- ア 旧法の指定を受けている指定医療機関は、施行日において新法第 49 条による指定を受けたものとみなされるものとされました。
- イ 旧法の指定を受けている医師又は歯科医師（いわゆる往診医師・歯科医師）は、施行日において、診療所を開設しているものみなして新法第 49 条による指定を受けたものとみなして、改正法附則第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用するものとされました。
- ウ 新法の施行（平成 26 年 7 月 1 日）の際、新法の規定による指定医療機関の申請があったものとみなされた指定は、施行日から 1 年以内に指定医療機関の申請をしなければ、当該期間の経過によって効力を失うものとされました。（平成 27 年 7 月 1 日付で失効する）
- エ 新法の施行（平成 26 年 7 月 1 日）の際、新法の規定による指定医療機関の指定があったものとみなされた指定に係る施行日以後の最初の更新は、施行日から 6 年を経過する日までではなく、施行日から健康保険法第 68 条第 1 項の規定により同法第 63 条第 3 項第 1 号の指定の効力が失われる日の前日までの期間を経過する日までに行うものとしたこと。ただし、施行日から 1 年以内に当該前日が到来する場合には、当該前日から 6 年を経過する日までに行うものとされました。

また、指定訪問看護事業者等の最初の指定の更新については、健康保険法による指定を受けている訪問看護事業者（介護保険法による指定を受けているものを除く。）にあっては、施行日から 6 年を経過する日までに行うものとされました。

さらに、上記以外の訪問看護事業者等にあっては、介護保険法の指定の有料期間の満了日までに行うものとする。ただし、当該日が施行日から 1 年以内に到来する場合には、当該日から 6 年を経過する日までに行うものとされました。

## 参考 平成 26 年 7 月 1 日からの指定介護機関制度について

指定の状況	新法の施行日以降の取扱（生活保護）
平成 26 年 6 月末までに生活保護法の指定を受けている機関	・新法による指定（介護保険法との連動性なく）を受けたものとみなされ、現行の指定のままとなります。（名称変更や廃止等は届出が必要）
平成 26 年 6 月末までに生活保護法の指定を受けていない機関	・新法による指定のみならずとはなりませんので、指定を受けるためには新たに申請が必要となります。
平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の指定を受ける機関	・介護保険法の指定の際、生活保護では新法の規定による指定を受けたものとみなすこととなります。 ・生活保護法による指定介護機関の指定が不要の場合は申出書が必要となります。（名称等の変更も届出必要）

介護老人福祉施設等で一部取扱が異なる部分があります。